

あなたの街の頼れるパートナー

# 相続を争族にしないために 新しい**解決方法**として **民事信託** 制度を ご存知ですか？

- その1 **お子様がいないご夫婦の方**
- その2 **認知症が心配な方**
- その3 **再婚で双方にお子様がいる方**
- その4 **家族に障がい者がいる方**

**受益者連続型信託を使って〇〇家伝来の土地を守る**

通常、子や孫がいれば先祖代々の資産は引き継がれていくケースが多いですが子に子供(孫)がない場合、配偶者の家系に資産が相続されていきます。これを防ぎ、本人の家系に土地を留めることが信託では可能となります。

**信託の仕組み**

委託者	本人
受託者	長男
受益者	長男の嫁、嫁の死後は次男、次男の死後は次男の息子
信託財産	先祖代々の土地
帰属権利書	長男及び受益者の死亡により終了し、残余財産はXに帰属

**民事信託の仕組み**

民事信託とは、資産をもつ人(委託者)が信頼の出来る家族に(受託者)に資産を預け、「高齢者や障がい者のための安心円滑な財産管理」や「柔軟かつ円滑な資産承継対策」を実現しようとする財産管理の方法です。

## ぎふ相続サポートセンター



相談実績 **1,300件超**(秘密厳守)

**ワンコイン相談会 受付中!** ☎ **0120-783-380**

営業時間 9時~18時(土日祝も相談可(金曜定に要予約))

贈与・遺言・相続税・相続手続

65周年 税理士法人 **服部会計事務所**

営業時間 9時~18時 (土・日・祝日は要予約) 駐車場 完備

岐阜事務所 岐阜市初日町2-22 TEL.058-231-4895 所長 服部 正樹  
東京事務所 東京都足立区千住2-20 TEL.03-5284-7545 所長 服部 英樹

ぎふ相続サポートセンター 検索

